

延長保育料について（公立こども園）

- ① 保育標準時間認定を受けた者で、午後6時30分を超えて保育を受けた場合

階層区分	月額	日額
A階層	1,000円	100円
B階層	1,000円	100円
C階層	1,500円	150円
D階層	2,000円	200円

- ② 保育短時間認定を受けた者で、午前8時30分から午後4時30分までを除く時間に保育を受けた場合

階層区分	利用時間	1回あたり
A階層	午前7時30分から午前8時30分まで	100円
	午後4時30分から午後6時30分まで	100円
	午後6時30分から午後7時00分まで	100円
B階層	午前7時30分から午前8時30分まで	100円
	午後4時30分から午後6時30分まで	100円
	午後6時30分から午後7時00分まで	100円
C階層	午前7時30分から午前8時30分まで	150円
	午後4時30分から午後6時30分まで	150円
	午後6時30分から午後7時00分まで	150円
D階層	午前7時30分から午前8時30分まで	200円
	午後4時30分から午後6時30分まで	200円
	午後6時30分から午後7時00分まで	200円

※保育の必要量により、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分され、認定区分により利用時間が異なります。

保育標準時間認定	利用時間 最長11時間（1ヶ月あたり120時間以上の就労）
保育短時間認定	利用時間 最長8時間（1ヶ月あたり64時間以上の就労）